

定期監査結果に基づく措置状況
平成23年5月11日(報告)

監 査 結 果	措置の内容及び状況	担当課名
<p>現状、会計事務等が適正に且つ十分に出来ていない地区館が見受けられる。中央公民館長は地区館を統括する立場にあり出納員でもあることから、今後、点検と指導の徹底については特に留意をされたい。</p>	<p>指摘事項を十分に留意し、館長会議において、8地区公民館長にその旨を伝え、適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p>	<p style="text-align: center;">中央公民館</p>
<p>コピー代の領収書不要と言った人には納付書兼領収書を書かずに現金と明細を手提げ金庫に保管しておき、ある程度まとまったら電話使用料として入金をしている。年度内に適正な科目に振替を行われたい。また公金であることを認識し適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘後、納付書兼領収書は全て作成した。ミスも含めてナンバーを取り、納付書記入簿に記入した。適正な科目振替も行った。また、公金であることの認識を深め、適切な事務処理に努めている。</p>	<p style="text-align: center;">高野口公民館</p>
<p>館の使用料について3か月分をまとめて出納に納入しているが、少なくとも翌月には必ず出納に納入されたい。また、調定についても少なくとも一ヶ月に一度は計上されたい。公金であることを認識し適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘後、使用料等の現金は、その都度、もしくは1ヶ月以内に出納に入金した。また、公金であることの認識を深め、適切な事務処理に努めている。</p>	<p style="text-align: center;">高野口公民館</p>
<p>館使用許可申請書の利用料欄に利用料の記載がないもの、利用料を免除しながら、免除の決裁がないものが多数ある。記載方法の再検討、決裁の徹底をされたい。全般にわたって改善すべき点が見受けられるので今後早急に事務の再点検、見直しをされたい。</p>	<p>指摘後、館使用許可申請書の利用料欄に有料なものは、全て利用料を記載した。使用料免除にともなう申請についても、全て決裁を取った。また、事務の全般について、改善に努めている。</p>	<p style="text-align: center;">高野口公民館</p>